

日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中

2015年度 知的財産管理対策セミナー

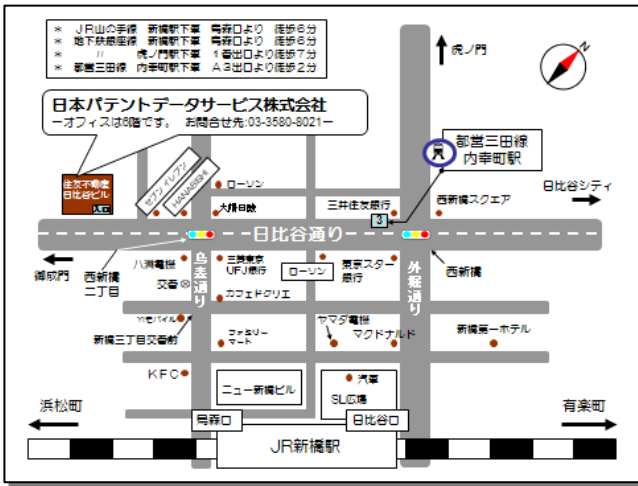
中国知財事情



中国知財権・侵害訴訟のトレンド
最新の中国企業法実務

習近平政権後、中国の経済は新常态を掲げ、経済発展の転換、産業のグレードアップ、司法の公正を掲げています。中国は世界のマーケットとしても、海外からの直接投資、環境技術移転等が注目されています。しかしながら、日本企業のみならず欧米の企業までもが現地における経済慣習や知的財産環境に見慣れていないのが現状ではないでしょうか。特に、最近、知的裁判所の設立も話題になっております。

本セミナーではこれから進出する企業や既に進出しているが問題山積で苦労している企業の皆様へ、中国本土での最新の知財訴訟の判例、証拠の活用、技術移転の注意点を、分かりやすくかつ実務面で役立つ豊富な知財情報と戦略をお伝えします。



講師：中国弁護士 照那木拉 (ジョンナムラ)
北京広盛律師事務所 弁護士
場所：日本パテントデータサービス(株) セミナ室
東京都港区西新橋2-8-6
住友不動産日比谷ビル6F
TEL:03(3580)8021 FAX:03(5512)7810
時間：1日間コース (午前 10:00～午後 4:00)
受講料：20,000 円 (税別)
定員：24 名 (先着順申し込み)
日程：2016 年 1 月 29 日 (金)

【申込方法】 FAXまたはeメールでお受けいたします。FAX: 03(5512)7810 メール: chizai-semi@jpds.co.jp
(受講票をメールまたはFAXにてお送り致します。5営業日以内に届かない節はご一報ください。)
【キャンセル】 セミナー開催日前10日以降にキャンセルされた場合には、受講料を請求させていただきます。但し講師の都合などで急遽開催が見送られた場合には受領済みの受講料を返却させていただきます。

お申込日 年 月 日

「中国知財事情」 申込書

日本パテントデータサービス株式会社 知財研修部 行 (FAX: 03-5512-7810)

| | | | | | | | |
|--------|---|--|----|-----|-------|------|---|
| 会社名 | | | | 部課名 | | | |
| 住所 〒 | | | | | | | |
| TEL | | | | FAX | | | |
| 参加希望日: | <input type="checkbox"/> 2016年1月29日 | | | | | | |
| 受講者氏名 | | | 所属 | | | 特許経験 | <input type="checkbox"/> 有(年) <input type="checkbox"/> 無 |
| E-mail | | | | | 弁理士番号 | | |
| 受講者氏名 | | | 所属 | | | 特許経験 | <input type="checkbox"/> 有(年) <input type="checkbox"/> 無 |
| E-mail | | | | | 弁理士番号 | | |
| 支払方法 | <input type="checkbox"/> 単独請求書・銀行振込 <input type="checkbox"/> 当日現金 <input type="checkbox"/> 合算請求(お取引コード:) | | | | | | |
| 備考: | ※弁理士の方は弁理士(登録)番号をご記載ください。(本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。) | | | | | | |

セミナースケジュール（中国知財事情）

| | |
|----------|---|
| 午前 10:00 | 講師ご紹介 |
| 10:05 | 1. 知財訴訟における必要な証拠収集と活用 ① 証拠 ・電子証拠、 ・タイムスタンプの活用 ・鑑定の活用 ② 営業秘密の防止策及び先使用の立証 ③ 最近の判例紹介 |
| 11:45 | 昼休憩 |
| 12:45 | 2. 2014年の知財判例の紹介 ① 知財訴訟の最近のデータ ・特許の判例 ・商標の判例 ・著作権の判例 ・不正競争法の判例 |
| 14:20 | 休憩 |
| 14:30 | 4. 技術移転のリーガルスキームの注意点 ① 企業の信用調査方法 ② 交渉方法 ③ 技術移転契約の注意事項 ・保証責任 ・資金回収 ④ 失敗事例 |
| 15:50 | 質疑・応答 |
| 16:00 | 終了 |

【備考】

- ・ セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。可能な限りお答えさせていただきます。
- ・ 最近の中国における「独禁法制定、等」に関するご質問にもお答えできますのでお申し出ください。